

一般廃棄物収集運搬業許可更新申請マニュアル

令和5年4月改正

1. 一般廃棄物収集運搬業許可申請書

第3号様式

※窓口で申請書を提出する場合、押印は不要ですが次の(1)又は(2)のいずれかの書類を提示してください。

(詳細は、別紙「押印の廃止について(お知らせ)」を確認してください。)

(1) 有効な許可証等の原本

(2) 窓口に来る方が会社等の従業員である場合、①健康保険証（雇用主（申請者）の名前が記載されているもの）及び②運転免許証等の2点。個人事業主本人の場合は②のみで可

2. 事業所に関する書類

① 事業所の付近見取り図

第3号様式 添付書類1

② 事業所のカラー写真

第3号様式 添付書類1-1

ア. 事業所の全体写真 1枚

イ. 看板等が分かる写真 1枚

③ 土地の登記事項証明書 【土地の所有者の変更等、前回提出時から変更が無い場合は不要】

※自己所有ではない場合で、マンション等、集合住宅の場合は不動産会社の作成した賃貸借契約書があれば、登記の添付不要

④ 建物の登記事項証明書 【建物の所有者の変更等、前回提出時から変更が無い場合は不要】

※登記されていない場合は、登記されていない旨の申立書(理由)が必要

※自己所有ではない場合で、マンション等、集合住宅の場合は不動産会社の作成した賃貸借契約書があれば、登記の添付不要

⑤ 賃貸借契約書のコピー又は借用書のコピー

※土地及び建物が自己所有ではない場合に提出すること。ただし、前回提出時から賃貸借契約書又は借用書の変更が無い場合は不要

⑥ 同一の場所であることの申立書 【③～⑤の提出が無い場合は不要】

※住居表示の実施等により、登記事項証明書上の地番と住所が異なる場合に提出すること

⑦ 組織図、組織一覧

※本店以外に支店、営業所、事業所等を有する場合は、組織図を作成すること

※組織図には、支店名等の名称、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレスを記載すること

3. 使用する車両等に関する書類

- ① 一般廃棄物収集運搬車両一覧表

第3号様式 添付書類2

※使用する車両を全て記載すること

※「食品循環資源」及び「木くず」を収集運搬する車両については、記載欄に、“○”を入れること

- ② 車検証（令和5年1月4日以降発行分については、「自動車検査証記録事項」）のコピー

- ③ 賃貸借契約書のコピー又は借用書のコピー

※車検証等で使用権原が確認できない場合に提出すること

4. 車両駐車場所に関する書類

※車両駐車場所が複数の場合は以下①～④をそれぞれ作成すること

- ① 車両駐車場所の付近見取り図

第3号様式 添付書類3

- ② 車両駐車場所のカラー写真

第3号様式 添付書類3-1

ア. 車両駐車場所周辺の状況が分かる写真(全体写真)1枚

イ. 車両駐車場所の状況が分かる写真(駐車場所)1枚

- ③ 平面図

第3号様式 添付書類3-2

※既成の敷地図面があればコピーを添付

※作成する場合は記載例参照

- ④ 土地の登記事項証明書【土地の所有者の変更等、**前回提出時から変更が無い場合は不要**】

※事業所と同一の土地の場合は添付省略可

- ⑤ 賃貸借契約書のコピー又は借用書のコピー

※土地が自己所有ではない場合に提出すること。ただし、**前回提出時から賃貸借契約書又は借用書の変更が無い場合は不要**

※事業所と同一の土地の場合は省略可

⑥ 同一の場所であることの申立書

※住居表示の実施等により、登記事項証明書上の地番と住所が異なる場合に提出すること

※事業所と同一の土地の場合は省略可

5. 事業計画に関する書類

① 一般廃棄物排出事業所等一覧表

第3号様式 添付書類4

※申請時において、取引(予定)がある排出事業所等を全て記入すること

※様式に収まらない場合は、別途排出事業所等の名称及び所在地を記載した任意様式にて提出すること

② 収集・運搬・処分の方法等(予定)

第3号様式 添付書類5

※特に「食品循環資源」及び「木くず」の運搬方法は、処分先が定める受入基準に適合したものであること

6. 申請者、役員、使用人、従業員、株主等に関する書類

<申請者が個人の場合>

① 申請者の住民票の写し(本籍記載、マイナンバー不記載のもの)

② 申請者の登記されていないことの証明書

③ 一般廃棄物収集運搬業 役員及び使用人名簿

第3号様式 添付書類6

※使用人とは、本支店等又は収集運搬に係る契約を行う権限を有する者を置いている継続的に業務を行うことができる施設を有する場所の代表者

④ ③に記載されている使用人全員の住民票の写し(本籍記載、マイナンバー不記載のもの)

⑤ ③に記載されている使用人全員の登記されていないことの証明書

⑥ 一般廃棄物収集運搬業 従事者名簿

第3号様式 添付書類7

※当業務に関わる全ての従事者を記載すること

⑦ 欠格要件非該当誓約書

第3号様式 添付書類9

⑧ 完納証明書

※市税に係る全てについて完納であること

※完納証明書を取得できない場合は、前1年の所得税の申告書のコピー又は直近1年度の住民税の申告書のコピーが必要

<申請者が法人の場合>

① 法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

② 定款のコピー(原本認証不要)

③ 一般廃棄物収集運搬業 役員及び使用人名簿

第3号様式 添付書類6

※使用人とは、本支店等又は収集運搬に係る契約を行う権限を有する者を置いている継続的に業務を行うことができる施設を有する場所の代表者

④ ③に記載されている役員、使用人全員の住民票の写し(本籍記載、マイナンバー不記載のもの)

⑤ ③に記載されている役員、使用人全員の登記されていないことの証明書

⑥ 一般廃棄物収集運搬業 従事者名簿

第3号様式 添付書類7

※当業務に関わる全ての従事者を記載すること

⑦ 株主又は出資者の名簿

第3号様式 添付書類8

※発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は、出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、その全ての者を記載すること(個人に限らず、法人その他の団体も含む。)

⑧ 株主、出資者全員の住民票の写し(本籍記載、マイナンバー不記載のもの)

⑨ 株主、出資者全員の登記されていないことの証明書

⑩ 株主、出資者が法人の場合は、法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

⑪ 欠格要件非該当誓約書

第3号様式 添付書類9

⑫ 完納証明書

※市税に係る全てについて完納であること

※完納証明書を取得できない場合は、直前1年の事業年度における貸借対照表及び損益計算書が必要

7. 積替え保管施設に関する書類

① 基準で定める事業計画書及び添付書類

※スプリングマットレス等の積替え保管施設を有する場合は、「松山市一般廃棄物収集運搬業(スプリングマットレス等の積替え又は保管を含む。)の許可及び業務の執行に関する基準」第4条参照

※特定家庭用機器一般廃棄物の積替え保管施設を有する場合は、「松山市一般廃棄物収集運搬業(特定家庭用機器一般廃棄物の積替え又は保管を含む。)の許可及び業務の執行に関する基準」第3条参照

※複数の種類の一般廃棄物を積替え保管する場合は、一般廃棄物の種類ごとにそれぞれ作成すること。

※基準で添付することとされている、積替え保管施設に係る使用権原を証する書類については、前回提出時から変更が無い場合であっても、提出すること。

※基準で定める添付書類のうち、収集運搬業許可申請書（積替え保管以外の部分）の添付書類と重複するものは、省略してもよい

8. 他の廃棄物処理業許可に関する書類

- ① 松山市及び愛媛県の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業及び処分業の許可証のコピー
- ② 愛媛県下の他市町の一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可証のコピー

9. その他市長が必要とする書類

- ① 連絡票 第3号様式 添付書類10

※郵送物が配達される松山市内の住所、連絡がとれる電話番号及びメールアドレス等を記載すること

- ② 誓約書 第3号様式 添付書類11

※一般廃棄物収集運搬業の許可に付する生活環境の保全上必要な条件(松山市告示第320号 平成20年9月2日)を遵守する旨の誓約書を提出すること

- ③ 原本認証に関する申立書

※各種証明書のコピーを提出する場合に必要

- ④ 同時申請(届出)に関する申立書

※同時に行った他申請に各種証明書の原本を添付しており、当該書類の提出を省略する場合に必要

(注意事項)

- 更新申請は、有効期限までに、廃棄物対策課へ提出してください。提出日の目安は有効期限の1～2ヶ月前です。なお、許可期限を過ぎた場合、許可は失効となり、業務ができなくなるのでご注意ください。

※許可の失効後は、許可証・搬入カード・許可業者シール・年シールを廃棄物対策課へ速やかに返還してください。

- 各種証明書は申請日から3ヶ月以内に取得したものを提出してください。

- 法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、土地及び建物の登記事項証明書、登記されていないことの証明書は、松山地方法務局へ申請し交付を受けることができます。
 - 住民票の写しは、市民課、各支所、各出張所(河中・泊を除く)、各市民サービスセンターで交付を受けることができます。
 - 完納証明書は、下記窓口で発行できます。
 - 【法人】 納税課(市役所 本館2階)・興居島支所・中島支所
 - 【個人】 納税課(市役所 本館2階)・各支所・出口出張所
- ※市役所本館1階市民課、上記以外の出張所、サービスセンターでは発行しておりません。
- ※不明な点は、納税課 証明担当(089-948-6299)までお問合せください。
- 作成する添付書類のサイズは、A4又はA3サイズとします。

申請書及び添付書類チェックリスト

申請書類及び添付書類名		様式	法人申請	個人申請
●申請書	一般廃棄物収集運搬業許可申請書	第3号様式		
●事業所等	付近見取り図	第3号様式 添付書類1		
	事業所の写真	第3号様式 添付書類1-1		
	※土地の登記事項証明書(前回提出時から変更がある場合) ★	<法務局>		
	※建物の登記事項証明書(前回提出時から変更がある場合) ★	<法務局>		
	※賃貸借契約書のコピー又は借用書のコピー(土地・建物が自己所有でない場合で、前回提出時から変更があるとき) ★			
	※申立書(住居表示と登記事項証明書の住所が異なる場合)			
	※組織図(本店以外に支店や営業所、事業所等を有する場合)			
●車両	一般廃棄物収集運搬車両一覧表	第3号様式 添付書類2		
	すべての車両の車検証等のコピー			
	※賃貸借契約書のコピー又は借用書のコピー(車両借用の場合)			
●駐車場	付近見取り図	第3号様式 添付書類3		
	車両駐車場所の写真	第3号様式 添付書類3-1		
	平面図	第3号様式 添付書類3-2		
	※土地の登記事項証明書(前回提出時から変更がある場合) ★	<法務局>		
	※賃貸借契約書のコピー又は借用書のコピー(駐車場が自己所有でない場合で、前回提出時から変更があるとき) ★			
	※申立書(住居表示と登記事項証明書の住所が異なる場合)			
●事業計画等	一般廃棄物排出事業所等一覧表	第3号様式 添付書類4		
	収集・運搬・処分の方法等(予定)	第3号様式 添付書類5		
●申請者等 関連書類	役員及び使用人名簿(個人申請の場合は申請者(代表者)を記載)	第3号様式 添付書類6		
	申請者(役員及び使用人)の本籍記載の住民票	<各市区町村様式>		
	申請者(役員及び使用人)の登記されていないことの証明書	<法務局>		
	法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	<法務局>		
	定款のコピー			
	株主又は出資者の名簿	第3号様式 添付書類8		
	※株主(出資者)が個人の場合、その者の本籍記載の住民票	<各市区町村様式>		
	※株主(出資者)が個人の場合、その者の登記されていないことの証明書	<法務局>		
	※株主(出資者)が法人の場合、その者の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	<法務局>		
	従事者名簿	第3号様式 添付書類7		
	欠格要件非該当誓約書	第3号様式 添付書類9		
	松山市発行の完納証明書	<松山市>		
●積替え保管	※基準に定める事業計画書(積替え保管を行う場合)			
	※土地の登記事項証明書(積替え保管を行う場合)	<法務局>		
	※建物の登記事項証明書(積替え保管を行う場合)	<法務局>		
	※基準に定める添付書類(積替え保管を行う場合)			
●許可証の コピー	※産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業・処分業(許可取得済の場合)			
	※県内他市町の一般廃棄物収集運搬業・処分業(許可取得済の場合)			
●その他	連絡票	第3号様式 添付書類10		
	誓約書(許可条件を遵守する旨の誓約)	第3号様式 添付書類11		
	※原本認証に関する申立書(各種証明書のコピーを提出する場合)			
	※同時申請(届出)に関する申立書 (同時申請書に各種証明書の原本を添付し、当該書類の提出を省略する場合)			

★借地の場合で、マンション等集合住宅の場合は、不動産会社の作成した賃借契約書があれば登記事項証明書の提出省略可。

また、その賃借契約書に駐車場を含む内容が記載されている場合は駐車場の登記事項証明書の提出省略可。

※印は、該当する場合のみ必要な書類